

これまで構成員から御指摘のあった事項 についての説明資料

厚生労働省 保険局・年金局
2019年4月16日

目次

1. 労使合意に基づく適用拡大の導入企業の特徴

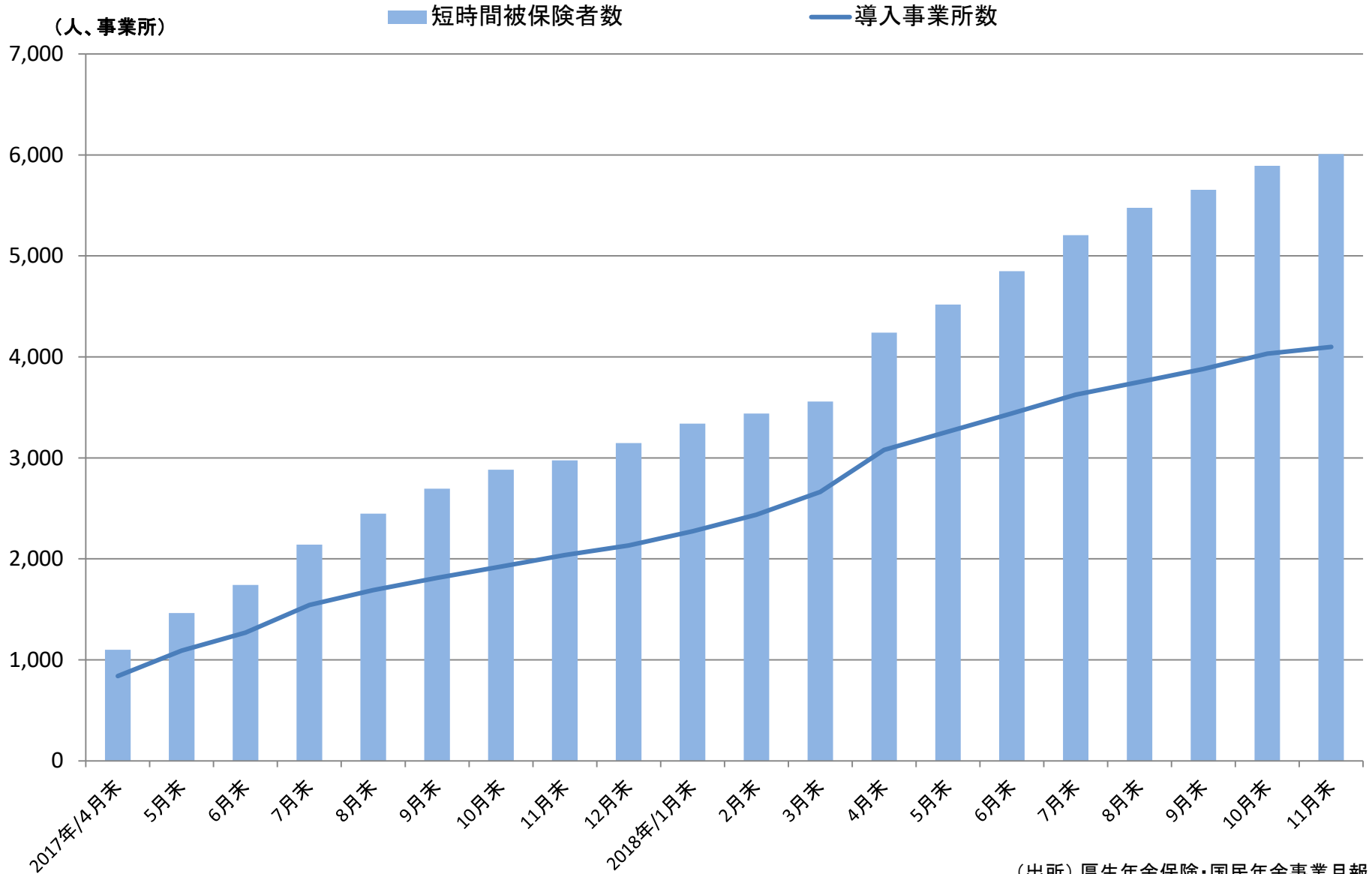
- － 労使合意に基づく適用拡大の導入状況 3
- － 短時間被保険者の業種別分布 4
- － 短時間被保険者の適用拡大前の被保険者区分 5

2. 適用拡大が医療保険財政に与える影響

- － 適用拡大と医療保険の関係について 6
- － （参考）前回の適用拡大における健康保険組合への財政支援等 . . . 7
- － （参考）適用拡大に伴う補助金の交付組合について 8

3. 厚生年金の適用促進にかかる取り組み 9

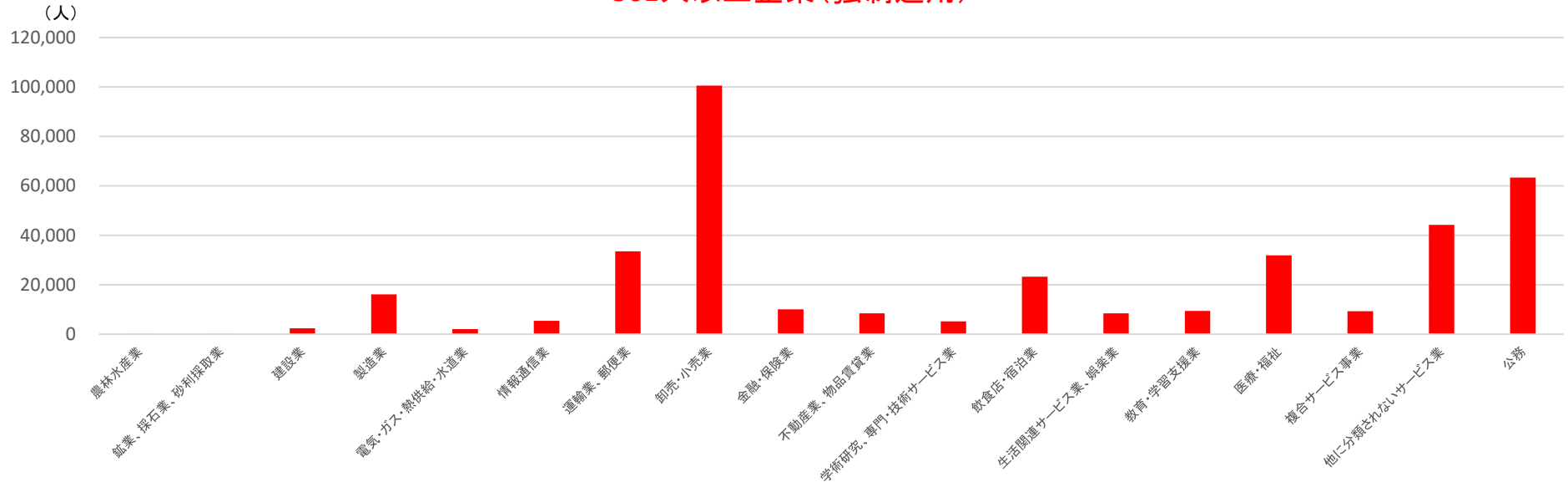
労使合意に基づく適用拡大の導入状況



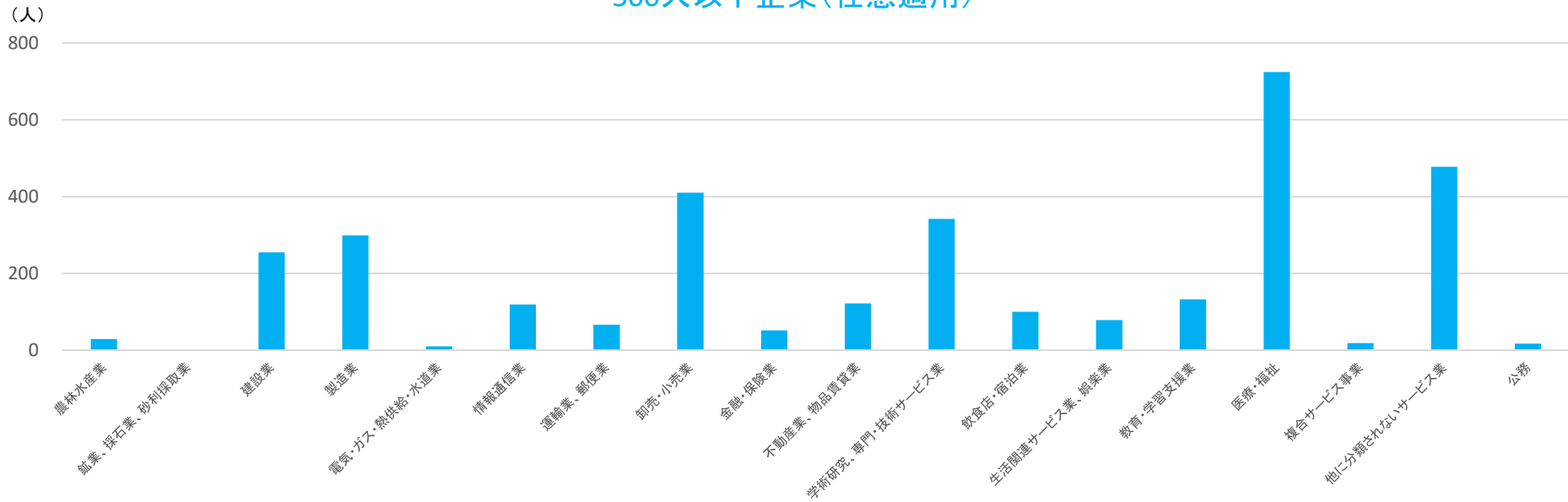
(出所) 厚生年金保険・国民年金事業月報

短時間被保険者の業種別分布

501人以上企業(強制適用)



500人以下企業(任意適用)

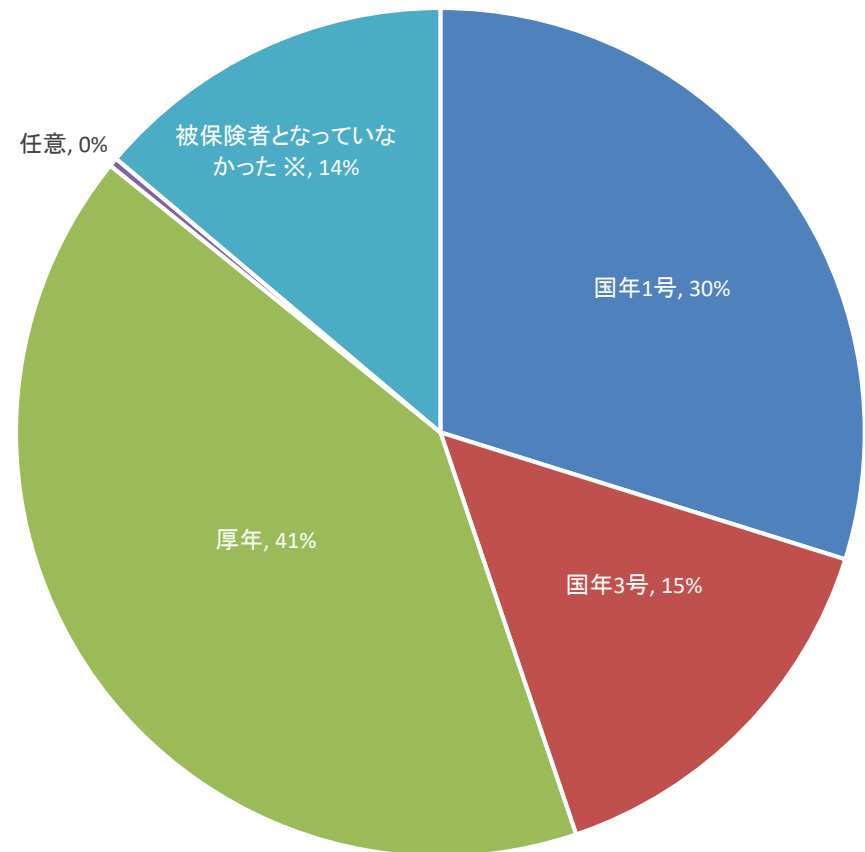
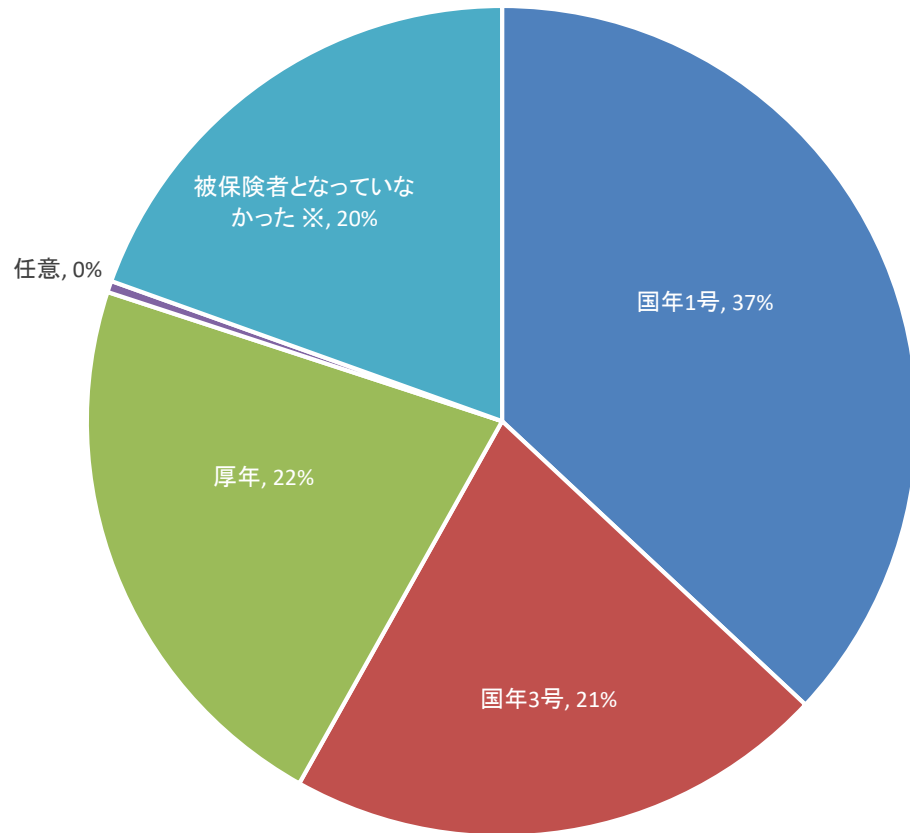


※2017年末時点の短時間被保険者を対象に、適用拡大施行前の2015年末時点の公的年金の加入状況等について、日本年金機構が保有する被保険者データを特別に集計したもの。

短時間被保険者の適用拡大前の被保険者区分

501人以上企業(強制適用)

500人以下企業(任意適用)



(※)「被保険者となっていないかった」は年齢が20歳未満または60歳以上の者など

※2017年末時点の短時間被保険者を対象に、適用拡大施行前の2015年末時点の公的年金の加入状況等について、日本年金機構が保有する被保険者データを特別に集計したもの。

適用拡大と医療保険の関係について

(加入者の保険者間の移動)

- 適用拡大によって、短時間労働者(国民健康保険の被保険者もしくは被用者保険の被扶養者であった者)が被用者保険の被保険者となる。
- 当該短時間労働者(国民健康保険の被保険者であった者)が扶養する家族(国民健康保険の被保険者であった者)も、親族関係や生計維持関係等の要件を満たせば、被用者保険の被扶養者となる。

(医療保険財政に与える影響)

- 被用者保険では新たな加入者の保険料が入る一方で、保険給付費及び高齢者医療費等の拠出金の負担が増加する。
- その結果、新たな保険料収入に比して保険給付費等の負担が大きくなる保険者においては財政が悪化する。(前回の適用拡大の際には、健保組合への財政支援等を実施した。)
- 国民健康保険では加入者が被用者保険に移ることに伴い保険料収入が減る一方で、保険給付費及び高齢者医療費等の拠出金の負担は減少する。

(参考) 前回の適用拡大における健康保険組合への財政支援等

適用拡大に伴う法定給付費の増加に着目した健保組合への財政支援【予算措置】 (高齢者医療運営円滑化等補助金 短時間労働者の適用拡大に伴う財政支援事業)

・概要

平成28年10月より短時間労働者の適用拡大が施行されたことに伴い、加入者が増加し、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加に着目した財政支援を行う。

※交付基準:①短時間労働者(*)が全被保険者に占める割合((28年度)3%以上、(29年度~)2%以上)、②保険料率(一般保険料率と調整保険料率の計が9.7%超)、③法定給付費に係る所要保険料率の上昇(対27年度比+0.15%ポイント超)、④準備金保有率(300%未満)
(*)平成28年4月1日以降に被保険者資格を取得した4分の3基準を満たす短時間労働者を含む。

※補助金の対象となるのは、被保険者に占める短時間労働者の割合が相対的に高く、平均標準報酬月額が相対的に低いような健康保険組合

・予算額

28年度11億円、29年度18億円、30年度16億円

・実績(決算ベース)

28年度は8組合、29年度は15組合に対して補助金を交付

短時間労働者の適用拡大に伴う医療保険等における激変緩和措置【保険者間の財政調整】

・概要

短時間労働者には低所得者が多いことに鑑み、各保険者に加入者数で按分されている後期支援金・介護納付金(加入者割相当分)の算定において、報酬額10.1万円未満の者とその被扶養者の人数(特定加入者)を1人ではなく0.01人で補正する。

なお、この激変緩和措置は、全面総報酬割導入までの経過措置(後期支援金は平成29年度、介護納付金は平成32年度から全面総報酬割)

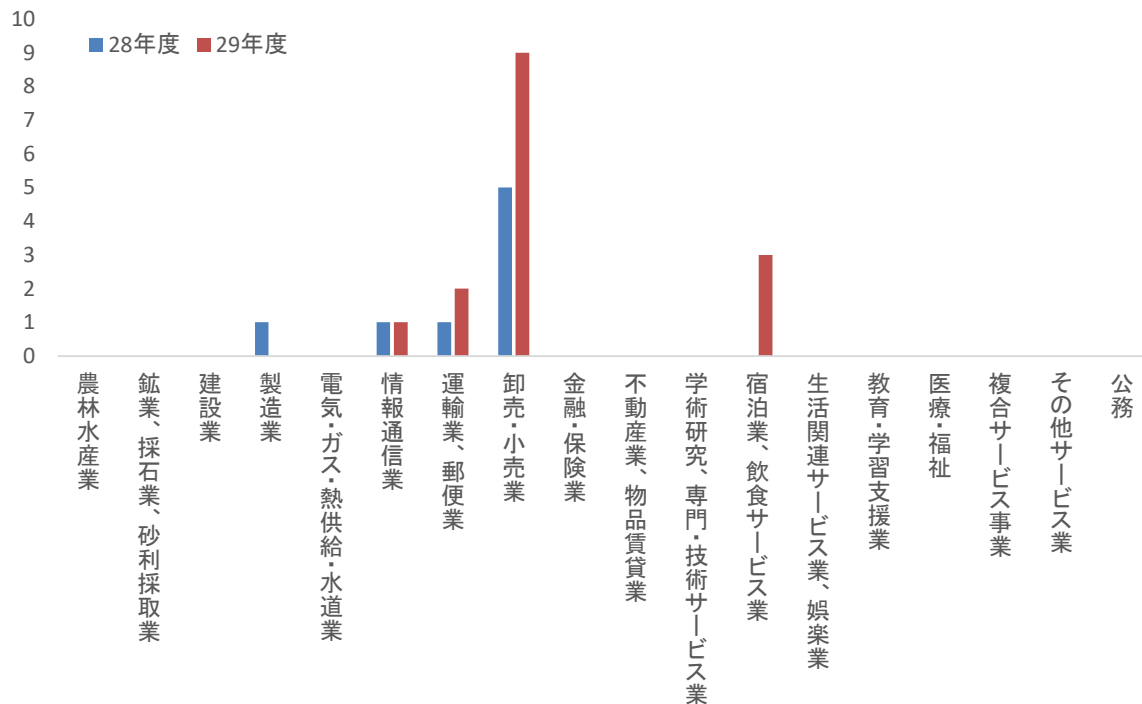
(参考) 適用拡大に伴う補助金の交付組合について

(補助金交付組合の形態)

	28年度	29年度(※)
総合組合	1	2 (0)
単一組合	7	13 (5)
計	8	15 (5)

(※)29年度のカッコ内の数字は28年度においても補助金交付先組合であった組合の数(内数)

(補助金交付組合の業種)



(補助金交付組合平均と全組合平均の比較)

	28年度		29年度	
	補助金交付組合平均	全組合平均	補助金交付組合平均	全組合平均
短時間労働者が被保険者に占める割合(※1)	7.5%	1.0%	7.3%	1.1%
平均標準報酬月額(※2)	246,844円	370,930円	243,204円	370,509円
保険料率(※3)	10.28%	9.11%	10.12%	9.17%

(※1)対象組合の短時間労働者(4分の3基準を満たさないが20時間要件等を満たして被保険者資格を取得した被保険者)の総数(28年度3月末時点、29年度年間平均)が被保険者の総数(年間平均)に占める割合。

(※2)対象組合の総標準報酬月額を被保険者の総数で除したもの(保険料免除者を除く)。

(※3)調整保険料率を含む保険料率の2月末現在の対象組合の単純平均値。

厚生年金保険の適用促進に係る取組

未適用事業所に対する適用促進

- 従来より、雇用保険適用事業所情報(平成14年度～)、法人登記簿情報(平成24年度～)を活用し、未適用の可能性のある事業所を把握し、加入指導に取り組んできた。
- **平成27年度**からは、**国税庁より、従業員を雇い給与を支払っている法人事業所の情報の提供を受け**、これを加入指導に活用することにより、更なる適用促進の取組を進めている。
- 適用促進にあたっては、**加入すべき被保険者数が多い法人事業所から、優先的に加入指導の取組を推進している。**
 - ・加入すべき被保険者数10人以上の法人事業所:平成30年9月末までに適用。(新たに判明したものは半年までを目途に適用。以下も同様。)
 - ・加入すべき被保険者数5～9人の法人事業所:平成31年9月末までを目途に適用を進める。
 - ・加入すべき被保険者数が5人未満であって事業主とその家族以外の従業員を雇用する法人事業所:平成31年9月末までを目途に適用を進める。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
新規適用事業所数	91,457	113,430	157,184	182,422	165,007
うち、加入指導により適用した事業所数	19,099	39,704	92,550	115,105	99,064
加入指導により適用した被保険者数	56,329	123,649	239,024	265,002	228,970

適用事業所に対する事業所調査

- **被保険者の資格や標準報酬等の詳細な確認等を総合的に行う総合調査を強化**することにより、未適用従業員に係る適用漏れの防止及び届出の適正化を推進している。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
総合調査実施数	98,106	185,856	210,959	297,777	323,986
調査により適用した被保険者数	18,178	14,713	13,170	9,007	19,241

これまでの取組による適用状況

厚生年金の適用の可能性のある者(国民年金被保険者実態調査における推計)
 約200万人程度 [H26.3末時点] → 約156万人程度(※) [H29.3末時点]
 ※適用拡大により対象となった短時間労働者約12万人程度を含む

厚生年金の適用の可能性のある法人事業所(国税庁情報に基づく調査対象)
 約97万件 [H27.3末時点] → 約40万件 [H30.9末時点]
 ↑ 約21万件
 [この間に新たに厚生年金の適用の可能性があると判明した法人事業所]